

愛知県最低賃金改正のお知らせ

平成29年10月1日から、愛知県最低賃金は、

時間額 **871**円

に改正される予定です。

愛知労働局長は、平成29年8月4日に愛知地方最低賃金審議会から「時間額を871円に改正決定すること。」との答申を受け、同日付けでこの答申に係る関係労働者及び使用者からの異議申出を受け付ける旨の公示を行なっていたところ、異議の申出が行われたため、8月22日に同審議会に対し「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」の諮問を行いました。

これを受け、同審議会は同日、調査審議を行い、愛知労働局長に対して「平成29年8月4日の答申どおり、決定することが適当である。」との答申を行いました。

愛知労働局長は、この答申を受け、同日、改正決定及び官報公示の手続きを行いました。

以上により、愛知県最低賃金は、平成29年10月1日から時間額871円に改正される予定です。

なお、正式な最低賃金の発効日につきましては、9月1日に官報に公示された後に確定します。また、官報公示後につきましては、改めてお知らせいたします。

現行の愛知県最低賃金は、時間額845円です。

～最低賃金についてのお問い合わせ先～

愛知労働局 労働基準部 賃金課

電話 052-972-0257

ファクス 052-951-4193